

指定管理業務に関する仕様書

1 武道その他のスポーツの普及に関する業務

武道その他のスポーツの振興を図るとともに、青少年をはじめ広く県民の心身の健全な発達に寄与するため、次の主催事業を実施すること。

実施に当たっては、①時代のニーズに応じて、武道をはじめとする様々なスポーツの魅力を県民や地域に還元するセンターとしての観点、②民間のスポーツ産業や市町村のスポーツ関連事業との役割分担（周辺施設との差別化を含む。）を踏まえ、県が行うのにふさわしい規模によるモデル事業としての観点から事業内容を企画すること。

また、広く県民に武道その他スポーツを普及するため、利用者が公平に施設を利用できるように努めること。その他自主事業の実施についても同様とする。

(1) 武道教室に関する業務

柔道、剣道、弓道、空手道、なぎなた、少林寺拳法その他の武道について、武道教室を開催する。

(2) 日本武道館との共催事業に関する業務

地方青少年武道錬成大会及び地域社会武道指導者研修会を開催する。

(3) 暑中稽古・寒稽古に関する業務

柔道、剣道、弓道、空手道、なぎなた、少林寺拳法その他の武道について、夏季に暑中稽古、冬季に寒稽古を開催する。

2 施設の利用に関する業務

(1) 利用の予約受付及び案内に関する業務

(2) 利用許可申請書の受理、利用許可書の交付等に関する業務

(3) 利用調整会議の結果を踏まえた利用手続に関する業務

埼玉県、埼玉県教育委員会、各武道競技団体、高等学校体育連盟、中学校体育連盟等を対象に、毎年2月までに翌年度に係るこれらの団体の優先利用について、調整会議を県が開催する。指定管理者は、この調整会議の運営に協力するとともに、その結果を踏まえ、利用手続に関する業務を行う。令和4年度中に行う調整会議後の利用手続についても同様とする。

(4) 各施設の利用指導及び案内に関する業務

(5) 大会開催時の駐車場対策に関する業務（公園管理者との連絡調整を含む。）

3 施設利用に係る料金収受に関する業務

(1) 利用料金の徴収及び還付に関する業務

(2) 照明及び冷暖房の実費相当額に係る利用料金の徴収及び還付に関する業務

4 施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

(1) 敷地内 (15,687.46 m²) の良好な管理 (植栽、駐車場等の管理を含む。)

(2) 施設 (建築物・工作物・付帯設備) 及び物品類の小破修繕等維持管理

※ 公衆電話の設置・管理

指定管理者は特殊簡易公衆電話を設置・管理すること。ただし、指定管理者とNTT東日本一関信越との契約により委託公衆電話を設置することができる場合、その設置をもって代えることができるものとする。

(3) 防火設備、冷暖房給湯設備、上水道設備等の保守点検・法定検査

(4) 警備・清掃・衛生管理 (上水道施設、廃棄物処理等を含む。)

※ 弓道場の雨漏りについて

弓道場で大規模な雨漏りが発生することがある。雨漏りを予防するため、弓道場屋上の雨樋を定期的に点検・清掃すること。また、雨漏りの発生時は、床材等の傷みを防止するため、必要な措置を講じること。

※ 冬季の落雪について

施設の屋根からの落雪が発生することがある。降雪時は、敷地内のほか、隣接する公道における落雪事故の発生を防止するため、安全管理上必要な措置を講じること。公道における措置については、所轄警察署及び道路管理者の指導によること。

(5) その他法令等の規定に基づく必要な維持管理 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る特定管理産業廃棄物管理責任者の常駐を含む。)

5 その他の管理業務

前記の各業務を実施するため、職員を配置し、その指導・教育を行うとともに、災害、けが人、急病人等の発生時における適切な対応に努め、かつ、利用者拡大のための広報活動 (ホームページの開設を含む。) を行うなど、業務全般に万全を期すこと。

(1) 職員については、総括責任者 (館長に相当する者) 及び武道その他のスポーツに関し専門的な知識又は技術を有する者を配置すること。

(2) 広報活動については、広報計画を策定し、各施設、各主催事業に応じて、それぞれテーマ、ターゲット、広報媒体・手段等を明確にするとともに、それらの広報効果を評価し、戦略的に展開すること。

(3) 従来施設稼働率が低い施設 (屋外・屋内相撲場等) については、利用者拡大に向けた計画を定め、施設の活用に努めること。